

4. 市川市からのお知らせ

(1) 防災訓練や講話の休止のお知らせ

再開していた防災訓練や講話は、現在休止しています。

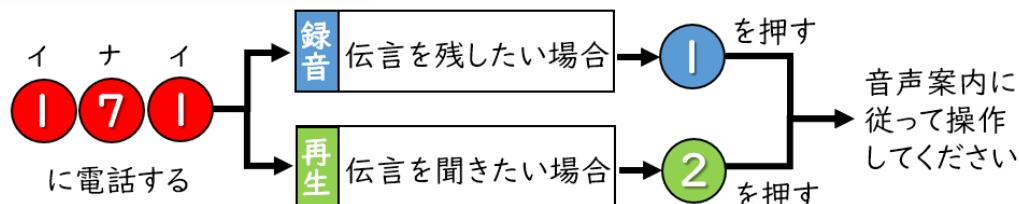
今後の防災訓練や講話の再開については、あらためて各自治会に通知文を送付します。

(2) 行徳小学校区防災拠点協議会が設立されました

令和3年12月7日に行徳小学校区の各自治会代表者様にご賛同いただき設立されました。

(3) 災害時の家族の安否確認方法を決めておきましょう

災害用伝言ダイヤル（171）



(4) 感染症予防対策のポスターを作成しました。

市では、感染予防を呼びかける為、動植物園の動物を描いたポスターを作製しました。市役所や学校、保育所、幼稚園、公共施設、商業施設等に掲示しています。



相談窓口の設置について

災害対応や協議会活動など、遠慮なくご連絡ください。

電話・FAX・メール・郵送でのお問い合わせ

危機管理室地域防災課（平日9時～17時）
〒272-0021 市川市八幡1-8-1 消防局4階
☎ 047-704-0065 FAX:047-336-8046
メール:chiiki-bosai@city.ichikawa.lg.jp

地域防災課への問い合わせフォーム

携帯電話（スマホ）や、パソコンで、ご意見やご要望を投稿することができます。

市川市 各課問い合わせ 検索



お問い合わせ:市川市危機管理室地域防災課 TEL047-704-0065

小学校区防災拠点協議会通信

令和4年3月発行

第6号

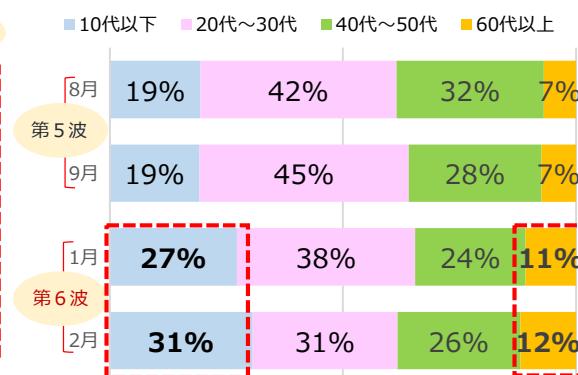
1. 新型コロナウイルス感染症への対応について

本市の新型コロナウイルスの感染拡大の状況について、昨年8月以降の「新規感染者数の推移」及び「感染者に占める年代構成」の傾向をお知らせします。

① 新規感染者数の推移



② 感染者に占める年代構成



<本市の状況・傾向>

- ・本年1月以降、オミクロン株の影響により、これまでになく感染急拡大となっており、現在千葉県全域に「まん延防止等重点措置」が適用（3月6日まで）されています。
- ・第6波における本市の感染者の傾向として、保育園等で複数のクラスターが発生するなど、特に10代以下「若い世代」の感染割合が増加しています。また、2月からは相次いで高齢者施設でのクラスターが確認される等、ワクチン接種を終えた「高齢世代」の感染割合も増加しています。

感染を拡大させないためには、一人ひとりが自分事として意識して「自分の身は自分で守る」という、災害対応と同様、感染予防の行動を徹底していただくことが重要です。マスクの着用・手洗い・手指消毒などの基本対策の徹底をお願いします。

2. 今後の協議会活動について

新型コロナウイルス感染症の感染者数が増加しており、協議会活動を休止しています。活動再開の目処がございましたら、お知らせします。

令和4年度のスケジュール(案)

※各協議会で内容が異なります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第1回協議会 ・委員名簿の確認 ・規約の改正 ・協議会員の位置付け ・活動保険の説明 ・今後のスケジュール				第2回協議会 ・防災訓練について			第3回協議会 ・訓練の振り返り ・施設利用計画の見直し等				
※新型コロナウイルスの感染状況によって変わります											

3. 小学校区防災拠点協議会規約の見直し等について

小学校区防災拠点協議会が設立されてから10年が経過しました。この間、活動中の事故やケガに対する補償のご質問をいただいています。そこで、補償の適用要件について保険会社に確認したところ…

- (1) 協議会活動の内容を明確すること
- (2) きちんとした名簿を作成し、市と取り交わすこと

- (3) 協議会で活動していただく方の位置付けをしっかりとすること
- の3点が大切とのことでした。

このことを踏まえ、市では(1)(2)(3)を整理したうえで、規約(案)を見直しました。また、今後、各協議会でご意見を伺いながら決めたいと思います。

(1) 規約の見直しについて

現在の協議会規約は、市が行う活動と、協議会が行う活動が混在しています。これまで実施してきた訓練をもとに、活動内容等を整理しましたので、以下に記載します。

案

- ①避難所への参集途上の経路における被災状況の確認及び市職員との情報の共有
- ②避難者への情報提供等
- ③避難所施設内の安全確認・見回り
- ④避難所の運営の補助
- ⑤避難者名簿の作成支援
- ⑥備蓄品の運搬・設営、食糧及び物資の受け入れ、炊き出し、給水、自宅避難者へ食糧物資等配布などの活動
- ⑦避難所の清掃等の衛生管理活動
- ⑧避難者に対する健康観察・声かけ等
- ⑨学区内に存する自主防災組織との連携
- ⑩近接する他の小学校区防災拠点協議会への支援

(2) 名簿の取り交わし

参加者の住所・氏名・年代・性別等を記載した名簿を作成し、市と取り交わします。

(3) 協議会に加入している皆さんの位置付けについて

小学校区防災拠点協議会の皆さんの位置づけを明確にするため、令和4年度より、協議会に参加されている皆様は「地域防災リーダー」として位置付ける予定です。

また、活動時のビブスを配備しますので、積極的にご活用いただきたいと思います。



協議会(地域防災リーダー)用のビブス(黄色)

(4) 保険の適用について

上記(1)から(3)を整理した上で、現在市が加入している「ふれあい保険」が災害時にも最も幅広く適用されます。その内容は以下の通りです。

<p>①傷害保険</p> <p>※8日以上の治療を要した場合</p> <p>死亡 200万円</p> <p>後遺障がい 8~200万円</p> <p>入院 1日 3,000円</p> <p>通院 1日 2,000円</p>	<p>②賠償責任保険</p> <p>※免責額1万円</p> <p>身体賠償 1名 限度額 6,000万円</p> <p>1事故 限度額 2億円</p> <p>財物賠償 1事故 限度額 100万円</p>	 <p>詳細はこちらから</p>
---	---	---

※地震等による直接的なケガや危険を伴う活動は対象外となります。
※保険会社で審査しますので保険対象にならない場合もあります。

(5) ボランティア活動保険について

市川市社会福祉協議会でもボランティア活動保険の申し込みを行っており、個人で申し込みができます。

ただし、①活動内容によっては対象にならない場合があります。②自治(町)会など、ボランティア活動以外の目的でつくられた団体の活動は対象外となります。

詳細は、市川市社会福祉協議会にお問合せください。

〒272-0026 市川市東大和田1-2-10
 市川市社会福祉協議会 地域福祉・ボランティアセンター
 TEL 047(320)4002

ボランティア活動保険

http://www.fukushihoken.co.jp

ふれあい保険 | 経費

ボランティア活動中のさまざまな事故による「ケガ」や「損害賠償責任」を補償します。さらに後遺障害もフルカバー[※]なので安心!
※後遺障害補償は、後遺障害等級1級から4級までです。すべてが被災者の利益に資します。




 詳細はこちらから